

平成 2 4 年度 当 初 予 算 編 成 方 針

本年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災は、地震、津波、原子力発電施設の事故という複合型の災害であり、被災地に甚大な被害をもたらした。同時に、電力供給が制約される下で生産活動が減少するなど、日本経済にも大きな影響を与えている。

内閣府が発表した 9 月の月例経済報告によると、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している」としているが、一方で、「電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、海外景気が下振れた場合や為替レート・株価の変動によっては、日本経済に悪影響を及ぼすリスクが存在する」と指摘している。

こうした中、本市の財政状況は、平成 2 2 年度決算における経常収支比率が 9 4 . 8 % と、前年度比 5 . 9 % の大幅な増加となったほか、平成 2 3 年度においては、平成 1 4 年度以来 9 年ぶりに普通交付税の交付団体となった。

こうしたことは、財政の硬直化が確実に進んでいること、各種の行政需要に対応するための歳入不足が深刻な状況にあることを意味しており、今後においても、歳入の伸びが期待できない一方で、歳出については、扶助費等の社会保障関係経費が引き続き増加し、財政状況はさらに厳しさを増していくものと考えられる。

このような、極めて厳しい財政状況下において、第 4 次朝霞市総合振興計画に掲げる目指すべき将来像の実現に向け、安定的で健全な財政運営を行うには、歳入の確保に努めるほか、行政評価制度を通じた業務内容の徹底した検証を行い、不要不急の無駄な歳出を抑制し、市民生活に真に必要な事業のための財源の確保を図るとともに、限られた財源を重点的かつ効果的に重要施策に配分することが必要である。

そのためには、全職員がこれまでに培った経験を活かし、創意工夫とコスト意識を持ち、英知を結集して予算編成に取り組まなければならない。

以上のような認識に立ち、平成 2 4 年度の予算を次の方針により編成する。

1 基本原則

(1) 事業の選択

限られた財源を計画的かつ効果的に活用するため、政策主導型予算編成をさらに徹底することとし、選択する事業は、第4次朝霞市総合振興計画実施計画の対象となっているものに限るものとする。

(2) 通年度予算の徹底と国の動向の把握

来年度の国の予算、地方財政計画が決定する前であるため、現行の行財政制度に基づき年間を通じた計画を立て、予測される歳入歳出等を漏れなく計上すること。

なお、予算要求後においても、政府の方針、予算編成の状況など、国の動向には十分注意し、情報の収集に努めること。

(3) 事務事業の見直し

施策全般について、その内容、効果等を十分検討し、新たな観点から創意と工夫を加えるなど、単なる経費の節減にとどまらず改善を図るとともに、既に所期の目的を達成した事業及び継続の必要性が薄れた事業については、縮小又は廃止すること。特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施する事業については、新規事業の場合は終期を設定し、継続事業の場合は事業の効果を把握すること。

(4) 市単独支援制度の見直し

第4次朝霞市行政改革大綱の取組項目として、「市単独の支援制度の見直し」を掲げている。第4次行政改革の取り組みは、平成23年度からスタートしたばかりであるが、第3次行政改革の取組結果として「朝霞市補助金制度の見直しに関する基本方針」が示されているところである。

市単独の支援制度（補助制度、現物給付、利子補給、貸付制度など）についても、補助金制度の見直しに関する基本方針に準じて毎年度制度の見直しを実施する。なお、見直しは所管課ごとに実施するのではなく、部長を中心として、「部」単位で行い、基本方針に示された「見直しに関する基準」に基づいて、十分検討を行った結果を持って予算要求を行うこと。

(5) 財源の確保

一般財源が極めて不足している財政状況を勘案の上、各種事業の執行に当たっては、国・県の補助制度を十分研究し、積極的に活用するなど依存財源の確保に努めること。また、市税の徴収率向上等自主財源の確保に向けて、より一層努力すること。

(6) 経常経費の節減合理化

経常収支比率が悪化していることから、経常経費を総点検し、経費の節減合理化を徹底すること。

(7) 見積額の適正化

予算見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果をあげることを念頭に、適正な額を見積ること。特に、決算において不用額が多額となっている事業については、利用実績などの具体的な数値、データなどによる決算内容の分析及び事業の評価を必ず行い、予算に反映させること。業者から見積りを徴する場合においては、複数の業者から徴し、見積内容を詳細に検討した上で適正な額を計上すること。

(8) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で連絡を密にし、十分に協議すること。特に、設計を伴う建設事業については財産管理課長と、電算関連経費については市政情報課長と必ず調整の上、計上すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

市財政運営の根幹となる市税については、経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案し、適切な額を見積るとともに税収の確保については、徴収率の向上と収入未済額の縮減を目指し、取り組むこと。

(2) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握し、見積ること。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、過大見積りや一般財源への安易な振替えを行うことのないよう留意すること。特に、国・県の補助金が削減又は廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分に検討すること。

(3) 使用料及び手数料

対象の的確な把握に努め、適正に見積るとともに収入未済額の解消を図ること。

(4) 市債

市債をもって措置することが適当と認められる事業は、事前に財政課長と協議すること。

(5) その他の収入

過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で

歳出との関係に配慮し、過大又は過小見積りとならないよう的確な収入見込額を計上すること。また、広告媒体を活用した有料広告事業についても検討すること。滞納繰越分は、その縮減を目指し、徴収の確保に努めること。

3 歳出に関する事項

需用費、役務費については、引き続き予算の枠配分を実施する。配分額は別紙1のとおりとする。

(1) 人件費

給与費については、職員課長から別途通知する。時間外勤務命令は、命令権者が勤務の内容を判断し、他係の応援等の対応を講じた上で、必要最小限度内において命令すること。時間外勤務手当の予算計上は、平成23年度予算現額の時間数の範囲内の額を限度とし、縮減に努めること。査定時に勤務内容の資料の提示を求める。また、近年、時間外勤務手当が大きく増額となっている課が見受けられるが、職員の健康保持の観点から、事務事業の見直しや臨時職員の採用により抑制に努めること。

臨時職員の採用については政策企画室長と、賃金については職員課長と必ず調整すること。

(2) 物件費

公共施設の増加及び事務量の増大により著しく増加傾向にあり、財政構造を悪化させる原因となっているので、旧慣にこだわらず創意と工夫をもって一層の節減合理化に努めること。

① 賃金単価は、職員課長から別途通知する。

② 旅費は、安易に前年度実績によることなく抜本的な見直しを行い、抑制すること。また、出張命令は、予算の範囲内にとどめ、補正及び流用は原則として認めないこととする。県外出張は、原則として一人とし、市政に直接反映できるものに限るものとする。

③ 需用費

ア 消耗品費（市民サービスに直結するものを除く。）は、前例にとられることなく不要な物を除くとともに、使用量の削減に取り組むこと。

イ 消耗品費単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上すること。

ウ 食糧費は、特にやむを得ない場合を除き、予算計上しないこととする。

エ 燃料費は、別紙2の基準単価表によること。例年、光熱水費の不用額が非常に多額となっているため、必要な使用量を精査し、適正に見積ること。

④ 役務費の建物・自動車損害共済基金分担金については、財産管理課長から別途通知する。

⑤ 委託料は、委託内容を見直し、平成23年度の設計金額又は支出実績額を上限とすること。特に、ここ数年予算額の増加と不用額の増加が見られるので、費用対効果の観点から委託業務の範囲や内容について、十分に精査すること。また、新規に委託しようとするものは、委託することが真に必要なかどうかを十分に検討すること。

なお、長期継続契約により契約している業務については、平成24年度分の契約額を計上すること。

⑥ 土地借上料は、別紙2の基準単価表を基準とする。借上料の額は、賃借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて予算計上すること。

⑦ 備品購入費は、使用に耐えない買換え備品のみを計上し、新規購入は、やむを得ない場合を除き予算計上しないこととする。特に、新規施設に伴う備品購入費は、十分に検討すること。

⑧ 施設の維持管理経費が、近年増加傾向にあるため、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討すること。

(3) 扶助費

国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、確実な対象者の把握のもとに所要経費を見込むこと。特に、近隣自治体の動向の把握に努めること。また、市単独事業の扶助費は、費用対効果を検証し、見直しを図ること。

(4) 補助費等

補助金については、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている、見直し経過及び結果に基づき、十分検討の上、計上すること。また、任意の負担金については、効果及び必要性の観点から廃止を含め検討の上、予算計上すること。特別の場合を除き、増額及び新規の計上は、行わないこととする。

(5) 投資的経費

事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上すること。また、建設後の管理体制やランニングコストについては、運営の方法や財政負担を考慮の上、検討すること。

(6) その他の経費

前年度の実績にとらわれることなくその必要性を再度見直し、適正な額を見積ること。

4 継続費・債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かないよう留意すること。

- 5 特別会計について
前記の事項に準じて計上すること。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、一般会計繰入金の縮減に努めること。
- 6 その他
細部の取扱いについては、別途、財政課長から通知する。
- 7 予算見積書の入力及び資料提出期限
平成23年11月15日（火）正午
（査定、原案作成の関係で厳守すること。）
- 8 提出部数
- | | |
|--------------|----------------|
| 歳入予算見積書 | 財務会計端末への入力による。 |
| 歳出予算見積書 | 財務会計端末への入力による。 |
| 「新規事務事業説明書」等 | 1部 |
| その他資料 | 1部 |